

# 動詞慣用句の慣用性の度合

## ——統語的固定性を目安として——

石田プリシラ

キーワード：動詞慣用句、慣用句の構成要素、慣用性、統語的固定性、統語的操作

### 0. 本論の目的・対象

慣用句<sup>1</sup>には、慣用句全体の意味が句を構成する個々の語の意味の総和と一致しないという特性がある。そしてこの特性は慣用句を一般連語句<sup>2</sup>と区別するひとつの規準であるとみなされている（村木 1985、伊藤 1989、1997b など）。つまり、一般連語句は個々の構成要素の意味とそれらの構成要素を結ぶ統語的な関係によって意味が定まるのに対し、慣用句の意味は構成要素の意味の積み重ねとは異なり、句全体に固有のものなのである。次の用例を比較されたい。

(1) つくばに来る（一般連語句）／頭に来る（慣用句）

(2) 肉を焼く（一般連語句）／手を焼く（慣用句）

本論では、上に述べた特性を慣用句の「慣用性」と呼ぶことにする。ところで、この慣用性は個々の慣用句によってその度合が異なる（宮地 1982、1991、国広 1985、伊藤 1989、1997b など）。例えば (1) の「頭に来る」について言えば、この句の表わす「かっとなる」といった意味は、構成要素である名詞「頭」と動詞「来る」の通常の意味<sup>3</sup>や、これらの構成要素間の統語的な関係からは導き出されない。よってこの慣用句は慣用性の度合の高いものであると思われる。一方、「目を向ける」や「目を注ぐ」のような慣用句は、その構成要素の意味と慣用句全体の意味との間に関連性が認められ、慣用性の度合の比較的低い慣用句であると言えそうである。

しかしながら先程示した判断、つまり上で述べた慣用句の慣用性の度合が「高い」あるいは「低い」といった判断は直感・主観的なものに過ぎない。慣用性を計るためには、客観的な基準を設けることが必要である。本論の目的は、慣用性の度合を客観的に計る方法を提案することである。なお本論では、「目」、「耳」、「鼻」、「口」、「顔」、「足」、「手」などの身体語彙を含む動詞慣用句<sup>4</sup>を対象とする。

### 1. 先行研究とその問題点

慣用句全体の意味と構成要素の個々の意味との関係を取り扱っている研究には、宮地（1982、1991）、

国広 (1985)、伊藤 (1989、1997a、1997b、1999a) などがある<sup>5</sup>。宮地 (1982、1991) は慣用句に「連語的慣用句<sup>6</sup>」と「比喩的慣用句」があるとしている。「連語的慣用句」は一般連語句に近いが一般連語句よりはその構成要素間の結びつきが強く、結合度が高い (例えば、「嘘をつく」、「風邪をひく」、「手を出す」)。一方、「比喩的慣用句」は結合度が高いうえに、句全体が比較的はっきりした比喩的意味を持っている (「頭に来る」、「口が重い」、「お茶をにごす」など)。なお、「比喩的慣用句」の意味は、個々の構成要素の意味が単にたされたものではなく、「掛け合わされたもの」あるいは「化学変化のように融合して新しい派生的・比喩的な意味を持つもの」になっていると言う (宮地 1991:70)。本論のことで言えば、宮地は「比喩的慣用句」を慣用性の度合の高いものだとみなしていることになる。

国広 (1985) も慣用句を二つのタイプに分けているが、その分類の規準は宮地 (1982、1991) のものとは少し異なっている。第一のタイプは「慣用句」(狭義の慣用句) であり、これは二語 (以上) が常に連結して用いられるもので、さらに全体の意味が構成要素の意味の総和から出てこないものである。そして「慣用句」には次の三つの下位タイプがあるという: ①「構成要素の意味が不透明の場合」(例えば「お目に掛かる」や「羽目をはずす」)、②「比喩的意味が発達した場合」(「手を切る」、「顔をつぶす」など)、③「文化が関係する場合」(「顎を出す」、「白羽の矢を立てる」など)<sup>7</sup>。第二のタイプは「連語」といったものであり、これは二語 (以上) の連結使用が、構成要素の意味によってではなく、慣用によって決まっているもので、全体の意味は構成要素の意味から理解できるものである (例えば、「愚痴をこぼす／言う」、「傘をさす」、「石橋をたたいて渡る」)。なお、国広 (1985) は「連語」を広義の慣用句とみなしている。

宮地 (1982、1991) や国広 (1985) がこのように慣用性の高い慣用句 (「比喩的慣用句」、「慣用句」) と慣用性の低い慣用句 (「連語的慣用句」、「連語」) を区別していることは評価できるが、いくつかの問題点が残されている。例えば宮地 (1982、1991) は「比喩的意味」を分類の規準にしているが、こういった規準の定義を示していない上、個別の慣用句が何故「連語的慣用句」、あるいは「比喩的慣用句」とされているのかは明らかでない場合がある。具体的に言えば、宮地 (1982) では「手を染める」、「手を出す」、「人目を盗む」などを、宮地 (1991) では「水に流す」や「手にする」などを「連語的慣用句」として分類しているが、これらは実際には「比喩的意味」を表わすものであると言えそうである<sup>8</sup>。国広 (1985) の分類の規準にも明確でないところがある。例えば、「連語」の例として「口が裂けても／腐っても」や「石橋をたたいて渡る」や「言わぬが花」などを挙げているが、これらが何故 (比喩的意味を表わす慣用句ではなく) 「全体の意味が構成要素の意味から理解できる」とみなされているのか疑問である<sup>9</sup>。

伊藤 (1989、1997a、1997b、1999a) は宮地 (1982、1991) や国広 (1985) とはやや異なった立場をとり、慣用句の特徴のひとつには「イディオム性 (Idiomatizität)」があると述べている。イディオム性とは、「慣用句を形成している構成要素の意味と慣用句全体の表わす意味との間になんら直接的関連性が

認められないという、慣用句の意味的特徴」である<sup>10</sup>。また、イディオム性は非常に幅のある特徴であり、慣用句とみなされる句の「中核」にはイディオム性の極めて高い慣用句（すなわち典型的な慣用句）があり、その他の慣用句はイディオム性の比較的高いものから比較的低いものへと「放射状の分布」をなしていると言う（伊藤 1997a:121）。ところが伊藤自身も、慣用句全体の意味とその構成要素の意味の間に関連性があるか否か、またそれほどの程度であるかを判断する時には、主観的な要因に基づいて恣意的に判断してしまう可能性があり、客観的な規準を設けることは容易なことではないと指摘している（伊藤 1997a、1999a など）。

伊藤（1989、1997a など）がこのように「イディオム性」といった特徴を明らかにしていることは評価できる。また、個々の慣用句によってイディオム性の程度が様々であるといった見解は、宮地（1982、1991）や国広（1985）の提唱している二分法に比べて説得力があると考えられる<sup>11</sup>。しかしながら、伊藤（1997a、1999a など）はイディオム性の度合いといった問題に深入りせず、規準の設定の難しさを指摘するにとどめている点に問題が残されているように思える。

そこで本論では、上に述べた先行研究を踏まえつつ、慣用句の慣用性の度合を客観的に計る方法を提案することにする。

## 2. 慣用句の慣用性と統語的固定性の関わり

本論では、慣用句の「慣用性」とその「統語的固定性」の間に相関関係があると考えている<sup>12</sup>。「統語的固定性」については石田（印刷中）で詳しく論じているが、以下にその概要を記す。

慣用句には文レベルで様々な用法・統語上の制約を受けるという「統語的固定性」がある。「制約」とは例えば、動詞句から名詞句に転換されたり、連体修飾語が付加されたり、連用修飾語が挿入されたりすることが許されないということである。ところがこの「統語的固定性」は慣用句によってその度合いが異なっており、慣用句の中には統語的制約が強いものもあれば、逆に弱いもの（つまり、様々な統語的操作を許すもの）もある。また、慣用句に加えられる様々な統語的操作は、慣用句に対する制約の強さによって六つのレベルに分けられ、図1のような「階層関係」をなすのである。

つまり、個々の慣用句についてどのような操作が許されるのかを調べていけば、「このレベルまでの操作は受けられるが、それより上のは受けられない」といった傾向がわかり、受けられる統語的操作の上限を見出すことができる。仮に、ある慣用句が①-⑥のあるレベルまでの操作を許すことを「慣用句が $\chi$ のレベルに属する」と言うとする、 $\chi$ のレベルに属する慣用句は原則としてそれより下のレベルの操作を受けられる。また、上の方のレベルに属する慣用句は統語的固定性の度合いが比較的低く、下の方のレベルに属するものは統語的固定性の度合いが比較的高い。

図1 動詞慣用句に対する統語的操作の階層関係

統語的操作のレベル	統語的操作
①句の再構成 ②文の再構成 ③構成要素の置き換え〔1〕 ④構成要素への付加	(1)名詞句へ転換する (2)受身表現にする (3)命令表現にする、(4)意志表現にする (5)連体修飾語を付加する、(6)敬語表現にする、 (7)連用修飾語を挿入する
⑤構成要素の置き換え〔2〕 ⑥慣用句全体が関わる付加	(8)肯定・否定表現にする (9)連用修飾語を付加する、(10)慣用句を修飾成分にする

慣用句に  
各操作が  
容認される度合

低  
↓  
高

ところで統語的固定性が低い慣用句は、その意味も完全に固定していないと考えられる。例えば、「目を向ける」が名詞句に転換したり（鈴木へ向けた目には…）、連体修飾語を付加したり（恨めしそうな目を向けた）、連用修飾語を挿入したりできる（目をくるとと信夫に向けた）ということは、構成要素の意味が慣用句全体の意味の中にそのまま残っており、二つの意味の間にある程度の規則性が見出せることを示唆する。一方、「頭に来る」などの統語的固定性の高い慣用句（\*来る頭／\*来た頭／\*来ている頭、\*大きな／\*いらいらした頭に来る、\*頭に完全に／\*全く来る）は、構成要素の意味が慣用句の意味の中にほとんど残っていないと言えそうである。言い換えると、慣用句の意味がひとつのかたまりとして固定しており、構成要素の意味にもとづいて導きだされないということである。このように、慣用性の度合は、客観的に判断しやすい統語的固定性に反映されていると思われる。そこで本論では、図1の統語的操作は慣用性を計る手段としても有効であり、様々な慣用句は慣用性の度合の違いによっても図1のような六つのレベルに分けられると主張する。

以下、個別の慣用句が個々の統語的操作を許すかどうかを検討しながら、これらの操作が慣用性を計るための有効な手段であることを示していく。ただし、紙幅の制約により統語的操作を次の六つに限定する：(1)「名詞句への転換」、(3)と(4)「命令・意志表現」、(5)「連体修飾語の付加」、(7)「連用修飾語の挿入」、(8)「肯定・否定表現」。他の操作に関しては3.6を参照されたい<sup>13</sup>。

### 3. 慣用性を計るための手段——統語的操作の考察——

#### 3.1 名詞句への転換

まず「名詞句への転換」といった操作を見てみよう。この操作は慣用句の構成要素である名詞と動詞を並べ換え、本来動詞句であった慣用句を名詞句に転換する操作である。「名詞句への転換」は慣用句に対して非常に制約の強い操作である。名詞句への転換が可能な慣用句には例えば「目を伏せる」や「手を打つ」がある。

(3) それがいかりからなのか、それとも勝者の自信から出ているのか、伏せた目を時々あげて司祭は相手の顔を窺う。(『沈黙』491)

(4) 江戸時代初期に、幕府の打った手に、大名統制策というのがある。(『サイ』20)

これらのほかに、「目を向ける」、「目を注ぐ」、「顔を合わせる」、「手を回す」なども名詞句への転換が可能である。(3) や (4) に見られるように、動詞慣用句が名詞句に転換すると、名詞は句の主要部 (head) となり、動詞によって修飾されることになる。このように構成要素である名詞が句の主要部になって修飾されることが可能であるのは、その名詞が慣用句中で何らかの解釈可能な意味を持っていること、つまりその通常の意味を残していることを示唆する。

ところで「通常の意味」とはどのようなものなのかを明確にすることが必要である。少なくとも本論では、名詞や動詞の「通常の意味」とは、それらが慣用句の構成要素でない時に (つまり、独立した語として用いられている時に) 一般に表わす意味であると考え。名詞・動詞によっては複数の「通常の意味」が認められる場合がある。例えば (名詞について言えば)、「目」や「手」などは、慣用句の構成要素でない場合には身体部位を表わすことが多いので、この意味が通常の意味であると考え。そして用例 (3) の「目を伏せる」において、「目」はその通常の意味 (身体部位) を慣用句全体の意味の中に残している、もしくは、その通常の意味が慣用句の意味の一部となっていると言える<sup>14</sup>。

ところが、「目」や「手」などが慣用句中で身体部位以外の意味を表わすことがある。例えば上に見たように、「手を打つ」の「手」は何らかの解釈可能な意味を表わすと思われるが、それが身体部位でないことは明らかである。「手を打つ」における「手」の意味は、他の類似表現との比較の上で明らかにすることができる。つまり「手を打つ」の「手」は「治療に手を尽くす」、「これよりほかに手がない」、「あらゆる手を使ってみた」、「その手もある」などの「手」と同じような意味を表わし、この意味はすなわち「手段、方法」であると言える<sup>15</sup>。この意味は様々な表現の中で表わされるので、「手」の「第二の意味」であるとみなすことができる。なお本論では、この「第二の意味」も日常でよく使われているので通常の意味であるとみなすことにする。

上に挙げたように名詞句に転換できる慣用句は確かに存在するが、実際には名詞句に転換できないものや、転換しにくいものが多い。例えば、

(5) 目を掛ける → \*掛ける目 / \*掛けた目 / \*掛けている目

足を洗う → \*洗う足 / △洗った足 / \*洗っている足

手を焼く → \*焼く手 / \*焼いた手 / \*焼いている手

手に入る → \*入る手 / \*入った手 / \*入っている手

頭に来る → \*来る頭 / \*来た頭 / \*来ている頭

「目を付ける」、「足を引っ張る」、「口を切る」、「耳に入る」、「顔が利く」、「歯が立たない」なども名詞句

への転換が難しい、あるいは不可能である。これらの慣用句の中の名詞が操作によって名詞句の主要部になれないことは、その名詞が通常の意味を失っており、慣用句全体の意味のどの部分を担っているのかわかりにくいことを示している。実は(5)に示した慣用句を名詞句に転換すると、それぞれの名詞は身体部位の意味を表わすようになってしまう。例えば「洗った足」や「焼いた手」といった名詞句は、「足の汚れを(水で)落とした」ことや、「手に熱を加えた」ことを含意しやすいのである。つまり、これらの名詞句はもとの慣用句全体の意味(「足を洗う」=「関係を絶つ」、「手を焼く」=「取扱いに困る、もてあます」)をもはや表わしていないのである<sup>16</sup>。逆に見れば、「足を洗う」や「手を焼く」を(慣用句全体の意味を保ちつつ)名詞句へ転換しにくいあるいは転換できないことは、これらの名詞が慣用句中に身体部位の意味を残していないだけでなく、第二の意味も表わしていないことを示すのである。

以上のことから、「名詞句への転換」といった操作は慣用性を計る有効な手段であることがわかった。また名詞句に転換できる慣用句(「目を伏せる」や「手を打つ」など)は、転換が難しいあるいは不可能である慣用句(「足を洗う」、「手を焼く」、「頭に来る」など)と比較すればその慣用性の度合いが低いことも明らかになった。

### 3.2 命令・意志表現

「命令・意志表現」という操作は、慣用句の構成要素である動詞を命令表現や意志表現にすることである<sup>17</sup>。これらの操作を許す慣用句には「手を打つ」、「顔を合わせる」、「手を着ける」、「足を洗う」、「口を挟む」、「耳を傾ける」、「耳を貸す」などがある。例えば、

(6a) 「なんとか、このへんで手をうちなさいよ」綾子はそう言う。(『結婚』361)

(6b) このへんで手をうとうと思ったとは言わない。(『結婚』314)

(7a) 君には関係のない話だから、横から口を挟まないでよ。

(7b) 「われわれ同窓会は、教授会に口を挟もうなどというようなおこがましい気持は毛頭もなく…」  
(『白い』上435)

(8a) 「…悪事を教えたのはこの俺だし、足を洗えといったのもこの俺だ。」(『どぶ』99)

(8b) 「そいつが三十をまちかにして、何とか足を洗おうとしはじめたんだが…」(『どぶ』268)

これらの慣用句が命令・意志表現になれることは、その構成要素である動詞が慣用句中にその通常の意味をある程度残していることを示唆する。なぜならば「打つ」、「挟む」、「洗う」などの動詞は慣用句の構成要素でない場合にも、命令・意志表現になることができるからである(「球を打て!」、「パンにハムを挟もうとした」、「手を洗いなさい」など)。命令・意志表現になれることは、これらの動詞が意志によって制御できる動作を表わすこと、つまり<意志性>といった意味特徴を持つ動詞であることを示す。上の(6-8)に見られるように慣用句が命令・意志表現になれるということは、その動詞が慣用句中でも<意志性>

いう特徴を残していることを意味する。

一方、命令・意志表現になれない慣用句が多い。例えば「手を焼く」、「耳にする」、「目を剥く」、「頭に来る」を見てみよう。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| (9) *手を焼いて／*焼きなさい／*焼かないで | *手を焼こう |
| *耳にして／*しなさい／*しないで        | *耳にしよう |
| *目を剥いて／*剥きなさい／△剥かないで     | *目を剥こう |
| *頭に来て／*来なさい／*来ないで        | *頭に来よう |

「手を焼く」や「頭に来る」などが命令・意志表現になれないことから、これらの慣用句は意図的に制御できる動作を表わすのではなく、むしろ主体の意志と関わりのない状況・状態を表わすということがわかる。ところが「焼く」や「来る」などは慣用句の構成要素でない場合には、命令・意志表現になることが可能であり（「肉をよく焼いてよ」、「こっちに来なさい」など）、＜意志性＞という特徴を持つと思われる。よって、「手を焼く」や「頭に来る」が命令・意志表現になれないことは、その構成要素である動詞が慣用句中で＜意志性＞という意味特徴を失っていることを示すのである<sup>18</sup>。

以上のように、「命令・意志表現」といった操作は慣用句の慣用性を計るための有効な手段であると思われる。また、「手を打つ」や「足を洗う」などは「手を焼く」や「頭に来る」などと比べてその慣用性の度合いが低いと言える。

### 3.3 連体修飾語の付加

次に「連体修飾語の付加」といった操作であるが、これは慣用句の構成要素である名詞に連体修飾語を付加する操作である。慣用句の中にはこの操作を許すものが多く見られる。例えば、

- (10) 「だから遊び放題にさせていたのだし、いよいよのときは思い切った手も打てた」（『どぶ』52）  
(11) 「立派な口をききながら、お前はわたしを踏み台にしたな」（『悲の』420）

また、「手を打つ」と「口を利く」と同様に、「目を向ける」、「目を注ぐ」、「手を着ける」、「足を引っ張る」、「口を挟む」、「足を洗う」、「目をやる」、「口を開く」、「耳に入る」、「顔が利く」、「口に合う」なども問題なく連体修飾語を付加することができる。例えば、

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| (12) <u>恨めし</u> そうな目を向ける | <u>経済成長</u> の足を引っ張る |
| <u>重い</u> 口を開いた          | <u>疲れた</u> 目を庭にやる   |
| そのことが <u>香代子</u> の耳に入った  | <u>君</u> の顔のきくバー    |

修飾語の付加が可能であることは、これらの慣用句の構成要素である名詞が身体部位の意味を残していたり、何らかの解釈可能な別の意味（第二の意味）を表わしていることを示唆する。ここで構成要素である名詞がどのような修飾語を付加できるかということがその名詞の（慣用句中で表わす）意味を知る手掛

かりになると思われる。例えば、「恨めしそうな目を向ける」や「疲れた目を庭にやる」と言えることは、「目を向ける」や「目をやる」の「目」がある程度その身体部位としての意味を残していることを示す。また、「手を打つ」は「思い切った／あらゆる／具体的な／うまい／何らかの／あざといほどの」などの修飾語を付加できるが、これらの修飾語は身体部位を表わす「手」と共起することは通常ない。よって、この慣用句中の「手」は身体部位の意味を表わしていないと言える。そして「思い切った／あらゆる／具体的な…」などの修飾語が他にどのような名詞句と共起するのかを考えれば、「手を打つ」の「手」の意味を推察することができると思われる。つまり、これらの修飾語は「手段」や「方法」という語とも共起しやすい（「思い切った手段／あらゆる手段／具体的な方法／うまい方法」など）ので、やはり「手を打つ」の「手」は「手段、方法」という意味を表わすと言える（3.1の議論と比較のこと）。

ところで「連体修飾語の付加」を許す慣用句が多いものの、この操作を許さないものもある。例えば、

- (13) \*きれいな／\*充血している／\*先生のお目に掛かる  
\*大きな／\*するどい／\*自分の耳にする  
\*大きな／\*回転の速い／\*いらいらした頭に来る  
\*丈夫な／\*白い／\*きれいに磨いた歯が立たない

「耳を澄ます」、「手も足も出ない」、「手が付けられない」なども連体修飾語を付加することができない。このことから、これらの慣用句の「耳」や「手」といった名詞は身体部位としての意味が稀薄になっており（あるいは完全に失われており）、さらに何らかの「第二の意味」さえも表わしていないことが窺える。また、これらの慣用句の意味はひとつのかたまりとしてかなり固定していると言えそうである。

以上のことから、「連体修飾語の付加」といった操作は慣用性を計るための有効な手段であることや、連体修飾語を付加できる慣用句（「手を打つ」や「口を利く」など）はそれができない慣用句（「お目に掛かる」や「頭に来る」など）よりもその慣用性の度合いが低いことが明らかになった。

### 3.4 連用修飾語の挿入

次に「連用修飾語の挿入」といった操作を見てみよう。「連用修飾語の挿入」は慣用句の構成要素である動詞の直前に連用修飾語を付加する、つまり、句中に連用修飾語を挿入する操作である。連用修飾語の挿入を問題なく許す慣用句には、例えば「手を打つ」、「足を洗う」、「顔が利く」がある。

- (14) 崩れかけ、手を早く打たないとだめになってしまう遺跡の修理代を出したこともある。（『ボツ』271、一部加筆）  
(15) この社会から足をきれいさっぱり洗いたいと始終思いますね。  
(16) 財界人なら田中先生は顔が非常に利くんですよ。

次の慣用句も連用修飾語を挿入することができる。



(17) 顔をしょっちゅう合わせている間柄

手を迂闊に出せない相手

耳をまともには貸さない

目を衰しそうに伏せた

足をわざと引っ張ろうとした

耳にもきれぎれに入ってきた

構成要素である動詞の直前に連用修飾語を置くことができるということは、その修飾語は（句全体の意味に掛かるのではなく）動詞の意味に掛かるということを示す。このことから、構成要素である動詞はある程度解釈可能な意味を表わすこと、つまりある程度その通常の意味を残していることがわかる。例えば(15)の「足を洗う」には「きれいさっぱり／きれいに／すっかり…」といった修飾語を挿入することができるが、このことは構成要素である動詞「洗う」がある程度その通常の意味を残していることを示唆する。「洗う」は慣用句の構成要素でない場合（例えば「皿／顔／車を洗う」）、「(水などで) よごれを落す」といった意味を表わすが、この意味には<分離>といった意味特徴が含まれると考えられる<sup>19</sup>。また「足を洗う」は「関係を絶つ」ことや「賤しい勤めをやめて堅気になる」ことを表わすが、こういった意味にもやはり<分離>という意味特徴が含まれると思われる。このように「足を洗う」の「洗う」はその通常の意味の一部を残しており、またその一部は慣用句全体の意味の一部となっていると言えるのである。

上の(14-17)のように、「連用修飾語の挿入」という操作を許す慣用句は多い。しかし、この操作を許さないものや、許しにくいものもある。

(18) △お目にしょっちゅう掛かっています

\*耳にちらっと (\*偶然／\*初めて) した

\*頭に完全に (\*全く／△すぐ) 来た

\*目をかなり (\*びっくりしたように／△大きく) 剥いた

△歯がとても (△全く) 立たない

「お目に掛かる」や「耳にする」などが連用修飾語の挿入を許さないことは、これらの動詞が慣用句のどの部分の意味を担っているのかがわかりにくいことを示唆する。注目すべきはこれらの慣用句も句の直前であれば連用修飾語を問題なく付加できるということである（例えば「しょっちゅうお目に掛かる」、「ちらっと耳にした」、「完全に頭に来た」など）。つまり連用修飾語を構成要素である動詞の直前には付加できなくても、句の直前にはそれを付加できるということは、やはり慣用句の意味がひとつのかたまりとして固定していることを示すのである。

以上見てきたように、「連用修飾語の挿入」といった操作は慣用性を計る有効な手段であると思われる。また、連用修飾語の挿入を許す慣用句（手を打つ」や「足を洗う」など）はそれを許さない慣用句（「お目に掛かる」や「耳にする」など）よりもその慣用性の度合いが低いと言える。

### 3.5 肯定・否定表現

「肯定・否定表現」といった操作は、慣用句の構成要素である動詞をモダリティ表現で置き換える操作である。つまり慣用句の基本形が肯定形であればその構成要素である動詞は否定形で置き換えられ、基本形が否定形であればその動詞は肯定形で置き換えられるということである。

基本形が肯定形である慣用句には、否定形になれるものが非常に多い。例えば「口を挟む」、「耳を貸す」、「目に入る」を見てみよう（肯定表現の用例は省略）。

(19) 西沢はじろっと植を見たが、口をはさまなかつた。（『背徳』178）

(20) 悠一は…母の忠告にも康子の哀訴にも耳を貸さない。（『禁色』205）

(21) 両側に迫る樹々が飛ぶように過ぎ去るのも、信夫の目にははいらなかつた。（『塩狩』663）

これらのほかに、「目を向ける」、「手を打つ」、「顔を合わせる」、「手を着ける」、「口を利く」、「耳を傾ける」、「顔を出す」、「口に出す」、「耳に入る」、「お目に掛かる」、「耳にする」などもごく自然に否定表現にすることができる。つまりこれら慣用句の構成要素である動詞は（慣用句の構成要素でない場合と同様に）ある動作・状況が成り立つ、もしくは成り立たないといったことを表わすことができるのである。

ところが、基本形が肯定形である慣用句の中には、否定形があまり一般的でないものもある。

(22) 目を剥く → \*目を剥かない / \*目を剥かなかつた

耳を澄ます → \*耳を澄まさない / \*耳を澄まさなかつた

頭に来る → △頭に来ない / △頭に来なかつた<sup>20</sup>

つまり、これらの慣用句は肯定表現のままで固定しており、主としてある動作・状況が成り立つことを表わすのである。例えば「目を剥く」は「怒って（驚いて）目を大きく見開く」ことを表わし、「目を剥かない」となって「怒って（驚いて）目を大きく見開かない」という意味を表わすことはないと思われる。ところが、慣用句の構成要素でなければこれらの動詞は肯定・否定形の言い換えが可能であるので、その動詞が含まれている慣用句も本来なら否定表現が可能なのははずである。(22)に挙げた慣用句が否定表現になりにくいあるいはなれないことは、その動詞が慣用句中では動作や状況が成り立たないということを表わせなくなっていることを示唆する<sup>21</sup>。

基本形が肯定形である慣用句には否定形になれるものとなれないものがあるのに対し、基本形が否定形であるものは肯定形になれないものがほとんどである。

(23) 歯が立たない → \*歯が立つ

手も足も出ない → \*手も足も出る

手が付けられない → \*手が付けられる

つまりこれらの慣用句は否定表現のままで固定しており、ある動作・状況が成り立たないということしか表わさないのである。例えば「歯が立たない」は「相手に対抗できない」ことを表わし、「歯が立つ」となって「相手に対抗できる」といった意味を表わすことは通常ない<sup>22</sup>。ところで、これらの慣用句の動詞は構成要素でない場合には肯定形になることが可能である（「人が立っている」、「部屋から出る」など）。

(23) に示した慣用句が肯定表現になれないことは、それらの動詞が慣用句中である動作や状況が成り立つということを表わせなくなっていることを示すのである。

以上のことから、「肯定・否定表現」という操作は慣用性を計るための有効な手段であると言える。また、肯定・否定表現の言い換えが自由である慣用句（「手を打つ」、「口を挟む」など）は肯定表現あるいは否定表現で固定した慣用句（「目を剥く」や「歯が立たない」など）よりもその慣用性の度合いが低いと言える。

### 3.6 その他の操作

ここでは 3.1 から 3.5 で取り上げた統語的操作以外のものの考察を簡単にまとめる。

「受身表現」という操作は慣用句を受身表現にする操作である。これは慣用句に対してかなり制約の強い操作であり、この操作を許す慣用句は少ない。受身表現になれる慣用句には例えば「手を打つ」（→「手が打たれる」）や「口を挟む」（→「口を挟まれる」）がある。受身表現になれることは、慣用句の構成要素である名詞・動詞の間に「動作—対象」といった関係が成立しており、名詞・動詞がそれぞれある程度その通常の意味を残していることを示唆する。一方、受身表現になれない慣用句には「手を焼く」（→「\*手が/\*手を焼かれる」）や「耳を澄ます」（→「\*耳が/\*耳を澄まされる」）などがある。受身表現になれない原因としては、これらの慣用句の構成要素間に「動作—対象」の関係が成立しないことや、構成要素が通常の意味をほとんど失っていることが考えられる。つまり「手を焼く」や「耳を澄ます」は句全体で、ある動作・状況を表わしているということが大きく原因に関わっていると言える。

「敬語表現」という操作は、構成要素の名詞や動詞に尊敬を表わす要素を付加して敬語表現を作る操作である。ある慣用句が名詞に接頭辞「お」を付加して敬語表現を作れるということは、その名詞がある程度身体部位としての意味か何らかの第二の意味を表わしていることを示唆する（例えば「お耳を貸す」や「お顔が利く」）。また、ある慣用句がその動詞の連用形に「お」と「になる」を付加して敬語表現を作れるということは、その動詞がある程度通常の意味を残していることを示す（「顔をお出しになる」、「目をお離しになる」など）。一方、敬語表現になれない慣用句はその名詞や動詞が通常の意味を失っていると思われる（「\*お手を焼く/\*手をお焼きになる」、「\*お歯が立たない/\*歯がお立ちにならない」）。

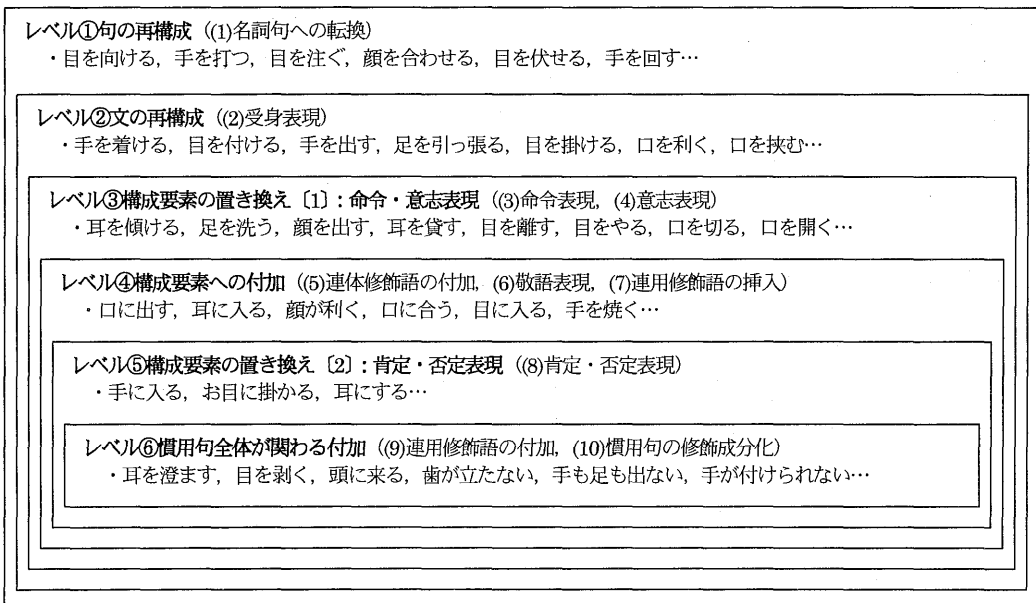
「連用修飾語の付加」は慣用句の直前に連用修飾語を置く操作であり（例えば「迂闊に手を出す」や「慎重に口を切る」）、「慣用句の修飾成分化」は慣用句が修飾成分として名詞句に付加される操作である（「いつも顔を合わせる男子学生」、「ふと耳に入った言葉」）。本論で取り上げた 10 個の操作の中で、「連用修飾語の付加」と「慣用句の修飾成分化」は慣用句に容認される度合いが最も高い操作であり、多くの慣用句がこれらの操作を受けられる（石田 印刷中）。また、これらは慣用句全体が関わる操作なので、慣用句の構成要素が通常の意味を残しているのかどうかを計るためには役立たないが、慣用句の意味がひとつのかた

まりとして固定しているかどうかを確認するためには有効であると思われる。つまり、連用修飾語を付加したり、名詞句の修飾成分になったりできる慣用句で、本論で取り上げた他の操作を受けられないものは、その慣用性の度合いが高いと言えるのである。

#### 4. まとめと今後の課題

3節では、本論で取り上げた統語的操作が慣用句の慣用性を計るための有効な手段であることを示した。つまり、個別の慣用句について個々の操作の可否を調べていけば、多くの統語的操作を受けられる慣用句は慣用性の度合いが比較的低く、あまり受けられない慣用句は慣用性の度合いが比較的高いという具合に、慣用性の度合いを明らかにすることが可能なのである。2節に示した慣用句の統語的操作の階層関係を用いれば、本論で調査した慣用句は次のように分類することができる。

図2 慣用性の度合いによる慣用句の分類



あるひとつのレベルに属する慣用句は原則としてそれより上のレベル（つまり、よりレベル①に近いレベル）に含まれる統語的操作を受けられないが、それより下のレベル（レベル⑥に近いレベル）の操作を受けられる。これらの統語的操作が上で述べたように慣用句の慣用性を計る手段であるとするれば、たかさんの操作を受けられる、上の方のレベルに属する慣用句は慣用性の度合いが比較的低い慣用句だということになる（例えばL①の「手を打つ」、L②の「口を挟む」）。一方、受けられる統語的操作が少ない、下の方

のレベルに属する慣用句は、慣用性の度合が比較的高い慣用句だということになる (L⑥の「歯が立たない」、L⑤の「お目に掛かる」など)。また、慣用性は慣用句の特徴のひとつであるので、下のレベルに属するものは慣用句としての性格が濃い (つまり典型的な) 慣用句であり、上のレベルに属するものは慣用句としての性格が薄い、もっとも一般連語句に性質の近い慣用句なのである。

最後に、今後の課題に触れて本論を結ぶ。本論では慣用句の構成要素の意味とその全体の意味との関係に注目したが、慣用句全体の意味の分析という重要な課題が残されている。これについては以下のように研究を進めていく予定である。まず慣用句は基本的な語彙単位であり (伊藤 1989、村木 1985 など)、単語と同様に意味特徴の束になっていると考える (Nida 1975、石田 1996)。さらに、ある共通した意味特徴を持つ単語や慣用句がひとつの「語彙の場 (lexical field)」を構成し、互いに対立していると考える。例えば「怒る、むかつく、憤慨する、激怒する、目を剥く、目を三角にする、頭に来る、腹が立つ/腹を立てる」などの動詞や動詞慣用句は<怒り>という「語彙の場」を構成し、互いに対立の関係にあると考える。そして対立関係を生み出す意味特徴を引き出し (注 19 を参照)、様々な「場」の性質を明らかにしていくことで、個々の慣用句 (や単語) の意味を明確にするのである。このように一般意味論・語彙論の枠組みの中で慣用句の意味やそれに関わる諸問題を扱う予定である。

#### 注

- 1 先行研究でも指摘されているように、慣用句の定義に決定的なものはなく、研究者によっても定義が異なっている。ここでは、伊藤 (1989:391) の定義に従うことにする。つまり、慣用句は形式的には少なくとも2語以上からなり、統語的・意味的に一つの統一体を形成し、語と同じような機能を持つ語の結合だと見なすことにする。
- 2 「一般連語句」とは、二語 (以上) が (意味関係の許すかぎり) 自由に結合してできる句をいう (例えば、「空が青い」、「海が静かだ」、「川が流れる」など)。宮地 (1985、1991) を参照。「自由な語結語」 (村木 1985) と呼ばれることもある。
- 3 構成要素の「通常の意味」に関しては、本論の3.1を参照されたい。
- 4 「動詞慣用句」とは、「顔が赤く」、「口に合う」、「目を剥く」など、「名詞+格助詞+動詞」といった構造を持つものである (宮地 1982、森田 1985 など)。ちなみに動詞慣用句は慣用句のなかでもっとも多く存在するものである。例えば宮地 (1982) の「常用慣用句」においては用例の六割以上にも及んでいる。
- 5 伊藤ら (1981)、中村 (1985)、村木 (1985)、Weinreich (1969)、Cowie (1981、1983) なども慣用句全体の意味と個々の構成要素の意味の関係を問題にしているが、ここでは宮地 (1982、1991)、国広 (1985)、伊藤 (1989 など) を代表的な研究として紹介するにとどめておく。
- 6 宮地は宮地 (1982) ではこのタイプの慣用句を「連語成句的慣用句」と称しているが、宮地 (1985) 以降では全く同じものを「連語的慣用句」と呼んでいるので、名称の混乱を避けるためにも本論では後者の語を用いることにする。
- 7 なお、国広 (1985) が①「構成要素の意味が不透明の場合」と②「比喩の意味が発達した場合」を区別していることは注目すべきである。宮地 (1982、1991) は慣用性の度合の高い慣用句として、比喩的な意味を表わすものしか認めていないが、国広 (1985) はそれ以外に構成要素の意味が全く分析不可能であるものも認めているのである。ところが、③「文化が関係する場合」を果たして個別のタイプとして立てる必要があるのかどうかに関しては疑問が残る。例えば「文化が関係する」慣用句の例として挙げられているものには、「比喩的な意味が発達した」慣用句として分類できそうなものが多い (「首をかしげる」、「肩を落とす」、「顎を出す」など)。また、多くの慣用句は多かれ少なかれ文化に関係するものであるといっても過言ではないと思われる。
- 8 例えば、国広 (1985) は「手を出す」、「手を染める」、「人目を盗む」を「比喩的な意味が発達した」慣用句として分類している。
- 9 なお、「石橋をたたいて渡る」や「言わぬが花」のような表現は慣用句ではなくことわざであるという立場もあるが、ここでは慣用句とことわざの区別の問題に深入りしない。宮地 (1982、1985) を参照のこと。

- <sup>10</sup>伊藤 (1997b:254) を参照。なお、伊藤 (1989, 1997a, 1999a など) でも同じ趣旨の定義が見られる。
- <sup>11</sup>すなわち慣用句というのは、個人が臨時的に用いた表現が長い年月を通じて繰り返し用いられるうちに形式的・意味的に固定化したものなので、ある共時的な一時点においては、個々の慣用句は慣用化の過程の様々な段階に位置していると考えられる。つまり、慣用性の度合には「高い」と「低い」があるだけでなく、いくつかの中間的な段階もあると仮定できるのである。
- <sup>12</sup>慣用句の「統語的固定性」や慣用句に対する統語的操作の階層性に関して、本研究は森田 (1985)、宮地 (1986)、Fraser (1970) などの先行研究に負うところが多い (石田 印刷中を参照)。ところが、これらの先行研究は慣用句の統語的な振る舞いをもつばら慣用句の形の問題として扱っており、統語的な振る舞いと意味の関係には触れていない。また、本論で提唱する方法、つまり慣用句の統語的操作を慣用性の度合を計るための手段とする方法は、先行研究には見られない。
- <sup>13</sup>石田 (印刷中) では次のような手順で調査を行なっている。まず慣用句の様々な用例を観察し、それらがどのような統語的操作を受けているのかを分析する。そして比較的高い頻度で慣用句に見られた操作 (図 1 に示した 10 項目) を選択する。次に、筆者が観察した慣用句の中で比較的用例数の多かったものや先行研究でよく扱われているものを 36 個選択し、それらが上で選択した統語的操作を許すかどうかを母語話者に調査する。詳細は石田 (印刷中) を参照されたい。
- <sup>14</sup>別の言い方をすれば、「目を伏せる」の意味は構成要素である名詞「目」をひとつの意味特徴として含んでいるのである。つまり「視線を下へ向ける」といった意味に<目で>という意味特徴が含まれるのである。コセリウ (1982) の議論を参照。
- <sup>15</sup>「類似表現との比較」により慣用句の構成要素の意味を明らかにするといった方法に関しては宮地 (1991) や伊藤 (1996, 1997b, 1999b) を参照されたい。また、本文ではこういった方法を用いて構成要素である名詞の意味を明らかにしてみたが、構成要素である動詞の意味も同じように明らかにすることができると思う。
- <sup>16</sup>「足を洗う」の名詞句への転換は、「△(彼はやくざから足を洗ったが、) その洗った足で早くもまた同じ道を踏み出した」のような表現であれば、完全に不可能ではない。しかし (3) の「伏せた目」や (4) の「打った手」よりは容認性が低い。
- <sup>17</sup>本論では、肯定の命令表現だけでなく否定の命令表現 (=禁止表現) も「命令表現」とまとめて呼ぶことにする。
- <sup>18</sup>なお、「NがV」という構造を持つ慣用句 (例えば「顔が赤く」、「歯が立たない」) は命令・意志表現になれないが、これは慣用句の構造に関わる問題であり、構成要素である動詞が慣用句中で<意志性>という意味特徴を残しているかどうかという問題とは関係がないと思われる。
- <sup>19</sup>意味特徴の抽出方法に関しては、別箇に論じる予定である。
- <sup>20</sup>慣用句全体が否定されている否定形もあるが (例えば、「頭に来る → 頭に来ることはない/頭に来るほどではなかった」)、本論では構成要素である動詞の肯定・否定化の場合だけを扱うことにする。
- <sup>21</sup>なお、「目を剥く」、「耳を澄ます」、「頭に来る」が否定表現になりにくい、あるいはなれないことは、これらの慣用句がある動作・状況の程度を表わすということに関連すると考えられる。つまりこれら慣用句は否定形になると、ある動作・状況が成り立たないという意味よりは、ある動作・状況がある程度のところまでいかないという意味を表わすことの方が多いと思われる。例えば、「頭に来ない/来なかった」はあまり一般的ではないが、「その言葉が少し気になったけど、頭には来なかったよ」のような表現であれば許されるだろう。この問題についてはさらなる検討が必要であるが、それは今後の課題とする。
- <sup>22</sup>慣用句全体が否定される場合であれば、肯定形も可能になる場合がある (例えば、「まわりに歯が立つ者はいない」)、そうでなければ許されないと思われる (例えば、「\*この仕事は大変だけど、私には歯が立つ」)。

## 参考文献

- 石田プリシラ 1996 「日英語の対照研究——「目」の慣用句を中心として——」『筑波応用言語学研究』3: 49-63。  
 ——— 1998 「慣用句の変異形について——形式的固定性をめぐって——」『筑波応用言語学研究』5: 43-56。  
 ——— 印刷中 「動詞慣用句に対する統語的操作の階層性」『日本語科学』7号 国立国語研究所  
 伊藤菊子ら 1981 『慣用句の調査——身体語彙(頭部)を構成要素とした慣用句——』国立国語研究所補助員研修慣用句班  
 伊藤真 1989 「Phraseologieをめぐる諸問題」『福岡大学人文論叢』第21巻第1号: 385-411。  
 ——— 1996 「慣用句の具象性と比喩性——日・独慣用句の類型論的研究の試み」『文法と言語理論』(科学研究費・筑波大学学内プロジェクト研究成果報告書): 87-98。  
 ——— 1997a 「日独慣用句の具象性と意味機能」『Rhodus』13号: 118-130。筑波ドイツ文学会  
 ——— 1997b 「言語の具象性・比喩性・受動性——日・独慣用句をめぐって——」『ヴォイスに関する比較言語学的研究』: 249-297。三修社  
 ——— 1998 「慣用句の構成要素の分析」『言語の普遍性と個性に関する記述的・理論的総合研究』(科学研究費・研究成果報告書): 45-61。  
 ——— 1999a 「慣用句の意味の成立要因について」『Rhodus』15号: 185-197。筑波ドイツ文学会  
 ——— 1999b 「構成要素の比喩的意味について——日独慣用句の身体部位を中心に——」『筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究報告書』II: 763-788。

- 国広哲弥 1985 「慣用句論」『日本語学』第4巻第1号：4-14.
- コセリウ E. 宮坂豊夫訳 1982 「語彙的連帯」『構造的意味論』(コセリウ言語学選集第1巻)：145-161. 三修社
- 中村明 1977 「語の意味と固定連語の扱い」『日本語教育』33号：43-54.
- 1985 「慣用句と比喩表現」『日本語学』第4巻第1号：28-36.
- 宮地裕 1982 「慣用句解説」『慣用句の意味と用法』：237-265. 明治書院
- 1986 「日本語慣用句考」『大阪大学文学部共同研究論集』(日本語・日本文化研究論集) 3：1-25.
- 1991 「慣用句の意味」『言葉の意味』(「ことば」シリーズ34)：65-76. 文化庁
- 村木新次郎 1985 「慣用句・機能動詞結合・自由な語結合」『日本語学』第4巻第1号：15-27.
- 森田良行 1985 「動詞慣用句」『日本語学』第4巻第1号：37-44.
- Cowie, A.P. 1981. The Treatment of Collocations and Idioms in Learners' Dictionaries. *Applied Linguistics* 2(3). 223-235.
- , R. Mackin, and I.R. McCaig (eds.). 1983. *Oxford Dictionary of Current Idiomatic English (Volume 2: Phrase, Clause and Sentence Idioms)*. x-lvii. Oxford: Oxford University Press.
- Fernando, Chitra. 1996. *Idioms and Idiomaticity*. Oxford: Oxford University Press.
- Fraser, Bruce. 1970. Idioms within a Transformational Grammar. *Foundations of Language* 6(1). 22-42.
- Nida, Eugene A. 1975. *Componential Analysis of Meaning: An introduction to semantic structures*. Mouton Publishers.
- Weinreich, Uriel. 1969. Problems in the Analysis of Idioms. In Puhvel, J., (ed) *Substance and Structure of Language*. 23-81. Berkeley: University of California Press.

#### 辞典類

- 『慣用句の意味と用法』 宮地裕編 1982 明治書院
- 『広辞苑』第四版 新村出編 1996 岩波書店
- 『新和英中辞典』第4版 R.M.V. Collick・日南田一男・田辺宗一編 1995 研究社
- 『成語林 故事ことわざ慣用句』中型版 1993 旺文社

#### 用例出典

- 『サイ』=藤本義一『サイカクがやって来た』／『結婚』=山口瞳『結婚します』／『白い』上=山崎豊子『白い巨塔』上／『どぶ』=半村良『どぶどろ』／『悲の』=高橋和己『悲の器』／『ボッ』=星新一『ボッコちゃん』／『背徳』=黒岩重吾『背徳のメス』／『禁色』=三島由紀夫『禁色』
- ※以上のものは、宮地裕編(1985)『日本語慣用句用例集』(大阪大学文学部)からの引用。
- 『沈黙』=遠藤周作『沈黙』／『塩狩』=三浦綾子『塩狩峠』
- ※以上のものは、『新潮文庫の100冊』(CD-ROM版・1995)からの引用。
- ※出典が示されていないものは作例である。

#### 付記

本論は筆者が今後発展させていく研究(「日本語慣用句の研究——「目」の慣用句を中心として——)の一部となるものである。本稿を執筆するにあたり、筑波大学の高田誠先生には終始、懇切丁寧なご指導をいただき、杉山桂子さんには草稿の校正をお願いした。これらの方々から感謝の意を申し上げる。